

# 公益財団法人OBC和田財団

## 奨学金給付規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人OBC和田財団(以下、「当財団」という)定款第4条に規定する奨学金の給付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 奨学金

#### (給付の条件)

第2条 奨学金の給付を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 当財団が指定する大学に在籍する学生(ただし奨学金の応募資格を有する者は、受給開始時において大学2年生の者に限る)
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 修学に十分耐えうる程度に健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者(世帯年収の基準については、別途募集要項に記載する)

#### (給付額等)

第3条 奨学金の給付額は、月額40,000円、年額480,000円とする。

2. 奨学金は、第16条の規定に該当する場合を除き、還付を要しない。

#### (奨学金の給付期間)

第4条 奨学金の給付期間は、大学の正規の修学期間のうち3年を越えない期間とする。

2. 奨学金の給付は、奨学金の給付を受ける者(以下、「奨学生」という)の年齢が満25歳に達する年度までとする。

#### (募集対象大学及び大学院の選定並びに応募学生の募集)

第5条 理事会は、事業計画に基づき、次年度の奨学金の募集を行う大学(以下、「指定大学等」という)を決定するものとする。

2. 理事会は、事業計画に基づき、次年度の奨学生の人数を決定する。
3. 財団事務局または理事会において理事長より奨学生募集事務について委嘱を受けた者は理事会で決定した指定大学等に訪問し、応募学生の募集を行う。

#### (出願手続)

第6条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、その大学に提出し、その学部長、専攻長、指導教官等の推薦を受けるものとする。

- (1) 奨学生願書(別記様式第1号)
- (2) 小論文

### (3) その他必要な書類

(奨学生の決定及び交付)

第7条 理事会は、奨学生選考規程に基づき奨学生を決定する。

2. 理事長は、奨学生の採用を決定したときは、大学を経由して奨学証書を本人に交付するものとする。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3箇月分を併せて振り込む方法により行うものとする。ただし、奨学生の決定を受けた初年度については、決定を受けた年の7月に4月から6月の奨学金を併せて振り込むこととする。

(奨学金の給付の停止)

第9条 理事長は、奨学生が休学し、または長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第10条 理事長は、前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の給付の打ち切り)

第11条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき
- (4) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (5) 大学の正規の修学期間での卒業の見込みがなくなったとき
- (6) その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき

なお、上記各号に該当する場合にあって、当財団の趣意に照らして奨学金の給付を打ち切る必要はないと判断する場合、理事長は、その旨を理事会に報告する。

(他の奨学金との関係)

第12条 奨学生は、他の奨学金が返済義務のある奨学金の場合に限り、本奨学金と併用することができる。他の返済義務のない奨学金等については、本奨学金と併用することはできない。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併用は可能とする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第13条 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業に当たっては、在学証明書を替えて、卒業証明書を提出しなければならない。

2. 理事長は、提出の催告にもかかわらず、前項に掲げる報告書が提出されない場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

(奨学生に対する補導)

第 14 条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な補導を行うものとする。

(奨学生の届出)

第 15 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により当財団に届け出なければならない。

- (1) 退学し、または転学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学または長期にわたって欠席するとき
- (4) 復学したとき
- (5) 本人または保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

(奨学金の還付)

第 16 条 理事長は、第11条、第13条第2項または第15条の各号のいずれかに該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

(改正)

第 17 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第 18 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1. この規程は、令和元年10月28日から施行する。
2. 令和2年12月8日 改正
3. 令和4年5月31日 改正
4. 令和5年6月9日 改正